

東洋史研究

第六十三卷 第一號 平成十六年六月發行

「武臣の清要」

——南宋孝宗朝の政治状況と閤門舍人——

藤 本 猛

はじめに

第一章 武臣の重用と反士大夫感情

第二章 宰執の権限と御筆政治の展開

第三章 閤門舍人について

(一) その特徴——『朝野雜記』をもとに

(二) 側近性について

おわりに

はじめに

『宋史』孝宗紀の贊が、

贊に曰く、高宗公天下の心を以て、太祖の後を擇びて之を立て、乃ち孝宗の賢を得、聰明英毅、卓然として南渡諸

帝の稱首爲り、難と謂うべきかな。

と稱贊するのを初めとして、孝宗朝が南宋の最盛期であったことはよく知られている。それは多くは對金戦線が安定し、平和を將來したことと、外藩より皇統を引き継いだあと、養父高宗に行った厚い孝養が大きな要因だといえる。⁽¹⁾しかし、ともすれば單なる守成の功績のみとされがちで、王德毅氏の詳細な研究のほか、その時代を詳細に考察したものは少なかった。⁽²⁾

しかし近年になり、この時代の内政面を対象にした論考が増えつつあり、青木敦氏は、孝宗朝が様々な點で改革の行われた時期であったと指摘され、さらに安部直之氏はその政治體制の變質を述べられた。⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾

特に安部氏の論考は大變示峻に富むものであり、この時期、孝宗が「宰執や臺諫といった官僚機構の中樞部による政治運営」ではなく、「皇帝の主體的政治運営」を指し、側近政治を行つたことを指摘された。筆者はほぼその見解に同意するものであるが、氏の考察は主題の性格上、その側近體制の構築のみに限定されており、また孝宗が何故そのような體制を目指したのか、という理由については、先代における秦檜のような專權宰相の出現を防ぐため、という點を擧げるのみである。これは従來の諸先論でも取り上げられているものであり、たしかに大きな理由の一つだとは思われるが、この時代の政治狀況を探っていくれば、それだけではなく別の理由も考えられてくる。

そこで本論では、氏の論から今一步踏み込んだ形で、孝宗朝の政治狀況がいかなるものであったか、何を指し、具體的にどのような手段を用いてなされたのかについて考えてみたい。まず第一章で、この政治體制が、安部氏の取り上げられた龍大淵・曾觀・張說・王抃の四人だけを中心としたものであったのか、その政治姿勢を考察し、更にその動機が何であったかを探ってみる。これはその要因をただ秦檜の存在のみに歸すべきものではないと考えるからである。續いて第二章では、實際の政事運営上、安部氏の解明された樞密院の命令系統の確保のほか、どのような手法がとられていたのかを考察してみる。そして最後の第三章では、この親政體制の中で大きな役割を擔ったと考えられる閤門舍人について考察す

る。このポストは他ならぬ孝宗朝に新たに設けられたものだが、従来大きな関心を拂われてこなかった。それはひとえにその史料の乏しさによるものと思われるが、この時期の政治体制を象徴する存在であり、續く光宗・寧宗期にまで大きく影響を與えたものと考えられる爲、ひとまず現時点で分かる範圍を示しておこうと思う。

なお本稿で用いる「武臣」とは、ともすればその名稱から主に軍事的能力によって朝廷に仕えた者たちを指すかのよう
に思われがちだが、宋代におけるそれは、決してそのようなものではなかった。このことはすでに梅原郁氏が武臣の定義
をされておられる。⁽⁶⁾ 要は文階を所持せず、武階を所有する官僚のカテゴリーのみにすぎない。であるからそこには恩蔭に
よって任官したものや宦官なども含まれる。

第一章 武臣の重用と反士大夫感情

まず次の興味深い史料を見てもらいたい。

臣聞くならず、祖宗朝、最も武臣の親民を重んじ、資序必ず親民を歴て、始めて擢用するを得、文臣の親民に改官せ
ると、事體略ぼ等し。況んや今聖神臨御し、外には則ち用いて提刑・郡守と爲し、内には則ち増して閤門舍人を置き、
觀閣に同じうす。小なれば則ち知縣・縣尉に通注し、民事を歴せしむれば、則ち武臣關陞の法、亦た宜しく稍や文臣
と同じうし、以て陛下の文武並用の意を明らかにすべきなり。⁽⁷⁾

これは淳熙年間、韓元吉が武臣の昇進過程においても薦擧制を導入すべきであると主張した筈子である。ここでは閤門舍
人の設置と武臣の提點刑獄・知州任用を取り上げ、ともに孝宗の文武並用の意圖からなされたものだといふ認識を示して
いる。⁽⁸⁾ すなわち、この時期における政治體制は、一部の側近を用いたものではなく、「文武並用」を掲げて武臣全體に對
する重用がなされたことが窺えるのである。

これに限らず、南宋孝宗朝の歴史を見てみると特に武臣に關する政策の頻出する時期が存在する。それは乾道六年（一

一七〇)からの數年間で、以下主に『宋史』孝宗本紀から列擧してみる。

乾道六年(一一七〇) 閏五月癸巳 武臣環衛官の俸給増額

同月戊申 武臣提刑復活

六月壬申 武學生の定員増加

八月庚戌 閣門舍人の新設

乾道七年(一一七一) 一二月庚申 閣門舍人に輪對を許可

乾道八年(一一七二) 三月 武舉合格者の授官に黃牒を用いる⁽⁹⁾

淳熙元年(一一七四) 三月戊子 寄祿官の左右字を削去

淳熙四年(一一七七) 二月癸巳 武臣授環衛官法を立てる

一〇月丁丑 監司・守臣に歳ごとに知縣候補の武臣二人を推擧させる

淳熙五年(一一七八) 五月庚子 武學國子員を設置

ここから武臣に關する政策、それも彼らにとって有利となるような政策があったことが分かる。また同時期の孝宗自身の言葉として

「文武は自ら當に一律たるべし。」⁽¹⁰⁾

「大抵の治體は偏る所有るべからず。……『文武並用せば、則ち長久の術爲り』、一を専らにすべからざるなり。」⁽¹¹⁾

「卿等切に文武を分別して、便ち晉室の風有ること勿れ。當に之を視ぶるに一の如くせよ。」⁽¹²⁾

など、文武一律の方針を示す言葉が頻出してゐる。

言うまでもなく宋代は文臣による支配體制をとり、その絶對優位を統治理念としてきた。そのような宋朝の皇帝自身の口から「文武平等」の言葉が出ることは、大變なことであると言わざるを得ない。低すぎる武臣の待遇を少しく引き上げ

る、といった生易しいものではない。文臣と武臣を同じように扱え、という内容なのである。

さらにこれらの發言は單なる言葉上のものでなく、この時期一貫して主張、實行されていたものであった。その證據に、この武臣優遇政策は當時の人々にも認識されていたようで、例えば乾道七年（一一七二）張説の簽書樞密院事就任に反對した張栻はその上書の中で

栻復た奏して曰く「文武は誠に偏るべからず、然して今武を右^とびて以て二柄を均しうせんと欲す。而るに用いる所は乃ち此の如きの人を得るのみ。惟だに以て文吏の心を服すに足らざるのみに非ずして、正に恐るらくは反つて武臣の怒りを激しうせん」と。⁽¹³⁾

と言ひ、張説の登用に反對しつつも、當時武臣を文臣と對置せんとするために優遇する政策がとられていたことを認識している。また「歴代名臣奏議」卷一七〇・選舉には

宋孝宗の時、王師愈上奏して曰く「臣忝くも惟うに皇帝陛下知人の明、天縱に得て、文武の臣、固より已に並用して偏り無し」と。⁽¹⁴⁾

という王師愈の言があるように、孝宗の文武並用の政策は當時の人々によく知られていたことが窺える。⁽¹⁵⁾

ところで先に示した年表の中に寄祿官名の左右字削除のことがあるが、これは直接に武臣に關わるものではなく文臣内のカテゴリーに關係するものである。ここでいう左右字とは、元豐官制改革以後分かりにくくなった科舉合格の「有出身」とそうでない「無出身」との區別をはつきり表すために、同じ寄祿官名の前に有出身ならば「左」を、それ以外ならば「右」を附けるもので、つまりは科舉出身かどうかをわかりやすくしたものである。だからこれは文階を持つ文臣にのみ關わる問題であるはずなのだが、南宋の史家である李心傳の見解ではこれも當時の武臣政策と關わりがあるといふ。⁽¹⁶⁾ 士大夫にとって不利となる左右字の削去が、武臣政策に關連するものであるといふことは、つまり孝宗の武臣政策の裏側には、文臣それも科舉出身者に對して、彼らを特別視しないといふ考えが存在するといふことである。

確かに孝宗朝では武臣重視の政策のみがとられていたのではなかった。近年、チェンイー氏がその著によって述べられたように、孝宗朝においては宗室官僚の中央政府への積極的採用が行われていた。⁽¹⁷⁾ さらにここで述べたような左右字の削去など、いずれも科擧出身官僚以外の者の重用につながるものである。

事實、孝宗は士大夫階層への強い不信感を示している。特にそのことが端的に表れているのが『癸辛雜識』前集に載せる御製の「科擧論」である。⁽¹⁸⁾ これは時の宰相趙雄が科擧の省・殿試の上位合格者を「大好士人」と言つて要職に推薦したことに反發した孝宗が、

壽皇(孝宗)宣諭して云えらく「朝廷の用人は才を以てし、安んぞ科第を論ぜんや。科第は入仕の一途に過ぎざるのみ」⁽¹⁹⁾と。

と言つて、わざわざ御製したもので、その中には

近世の取士、科場に若くは莫し。用人に及び至りては、豈に當に此れに拘わるべけんや。⁽²⁰⁾

とあり、科擧の人材採用手段としての有用性は認める一方、その成績が後の昇進やポスト任命にまで影響を與えることにはかなり否定的である。更に

國朝以來、忠厚に過ぎ、宰相にして國を誤らせる者、大將にして軍を覆えず者、皆未だ嘗て之を誅戮せず。⁽²¹⁾

とまで言っている。文治主義をとってきた宋代では、これまで宰相のみならず軍の最高司令官には士大夫らが任じられてきた。その彼らがたとえ失策を犯しても處罰されてこなかったこれまでの姿勢を厳しく批判し、「誅戮」という言葉まで持ち出し、嚴罰主義を以て望むことを言っている。そこには士大夫らに對する厳しい見方が窺える。

繰り返すが、すでに北宋一六〇年を経て、士大夫にとつて科擧の突破は官僚となる手段であるとともに、それ自體が一種のステータスであり、自らが知識人たることを保證するものであったはずである。にもかかわらず孝宗は「科擧及第」「科擧出身」ということで士大夫を特別視すべきではないとする。これは宋王朝の基本理念ともいふべき文臣士大夫支配

體制に對する反發であり、大いに注目すべき發言である。つまり孝宗の統治理念においては、これまで歴代の皇帝が當然としてきた科擧合格者による國政運営を否定しているのである。そして事あるごとに孝宗は士大夫への反發ととれる發言を繰り返す。

「近時の儒者多く高談し、實用無し。」⁽²²⁾

上 芮輝に諭して曰く「卿當に先ず士大夫の風俗を正すべし」と。⁽²³⁾

上曰く「今の士大夫 文を能くする者多く、道を知る者少なし」と。⁽²⁴⁾

上又た曰く「……士大夫好んで高論を爲し、而して實に務めず、却つて之を言うを恥ず」と。⁽²⁵⁾

つまり孝宗は、その士大夫への強い不信感から武臣に對する積極的な政策を實施していったものと思われる。

さて、ではどうして孝宗がこのような考えを持つに至ったのであろうか。一つにはすでに幾人かの方々が指摘するように、やはり先代高宗朝の政治を牛耳った權臣秦檜の存在が大きかったと思われる。⁽²⁶⁾ 秦檜時代においてはあらゆる場に檜の勢力が扶植されて、皇帝高宗は全く無力であつた。⁽²⁷⁾ 孝宗は宰執を短期間で交替させることで、そこまで強大化した宰相らの權力を抑制し、秦檜のようないわゆる權臣宰相の出現を防ごうとしたものと思われる。

ただそれだけではなく、もう一つの理由として、從來の宰執群の政治運営機能が不健全になつていたことも挙げられよう。孝宗朝にはその初期に對金政策をめぐる和戰兩派の争いがあり、隆興和議が成立したあとでも

陳應求（俊卿）嘗て孝宗に告げて曰く「近時宰相罷去せば、則ち用いし所の人、賢否を問わず、一切屏棄す。此れ鉤黨の漸にして、國家の福に非ざるなり」と。……王季海（淮）言えらく「一宰相去れば、用いし所の者皆な去る、此れ唐季の黨禍の胎なり」と。⁽²⁸⁾

7
7
特に宰執・大臣らに對しては自宅での接客を制限するほどであつたが、それは單なる杞憂ではなかつたのである。

さらにもっと大きな理由として、士大夫らに清談の風が流行しており、實務を嫌う傾向にあったことが擧げられる。「須入」の規定を強化して實際の政治經驗を課すことにするなど、⁽³⁰⁾孝宗は實務能力を重視する傾向にあったが、その孝宗が

上璽書を賜いて曰く「近世の書生は但だ清談に務め、經綸の實才は蓋し未だ之を見ず、朕是を以て毎に東晉の憂い有り⁽³¹⁾」と。

上曰く「今の士大夫微や西晉の風有り⁽³²⁾」と。

上曰く「……後世の儒者、清談を尙び、理財を以て俗務と爲す、本を知らずと謂う可し⁽³³⁾」と。

と、士大夫層を非難するのにたびたび西晉・東晉時代を引き合いに出しているのは、⁽³⁴⁾孝宗から見れば、晉代清談にかまけていた者たちと同じように感じていたからであろう。

陳亮も

士と爲る者 文章行義を言うを恥じ、而して曰く「心を盡くし性を知る」と。官に居る者 政事書判を言うを恥じ、而して曰く「道を學び人を愛す⁽³⁵⁾」と。

と言い、朱熹も

秀才好んで虚論の事を立て、朝廷纔かに一事を做せば、闕闕地として閑き過ぎ⁽³⁶⁾了り、事又た只だ休むのみ⁽³⁷⁾。と言っていることから、その雰圍氣は多くのものが感じていたようである。

實際、當時の士大夫には財政關係の官職に就きたがらない傾向があり、孝宗がその人事に苦慮するほどであった。⁽³⁸⁾そして

「中都の官 初めより清濁を分かつた⁽³⁹⁾」

という孝宗の言葉からすれば、その就任反對に清流・濁流を理由とすることがあったようである。官に清濁の思想を持ち

出して實務を嫌うのはまさに中世貴族の風であり、この時代、科擧を突破した士大夫たちの思考の中に、政權を擔うという自負ではなく、かつての貴族と同じく特權階級としての高慢な意識が充滿していたことを示している。結果「大臣事に任せず」と言われるように職務遂行に重大な支障を來すようになっていた。ここに至つて孝宗は、實際政治を士大夫に任せることに強い不満を抱いたものと思われる。⁽⁴¹⁾

以上、孝宗が武臣・宗室などの科擧士大夫以外の官僚を積極的に活用した背景には、士大夫への強い不信感があつたと考えられる。それは第二の秦檜が現れることを警戒したのはもちろんのこと、すでにこの時代、士大夫官僚による實務面での討議が行われず、黨派を組んでの争いに終始しており、實際の政治運営上不可缺である經濟政策から目をそむけるなど、政權を擔える状態になつたことに孝宗が強い不満を抱いたからでもあつた。そこで孝宗は従來の士大夫中心の政治體制からの脱却をめざし、皇帝を中心とした親政體制をとろうとし、武臣・無出身文臣・宗室らの士大夫以外の階層を積極的に重用したものと思われる。孝宗朝に登用された武臣たちが

「今日武臣に登用するは、武臣の中より文采を有する者を選用に過ぎず。」⁽⁴²⁾

と言われているように、文書能力を持った者たちであつたことがそれを示唆している。⁽⁴³⁾

であるから、即位當初、龍大淵・曾觀らを權要につけようとしたとき、いわば既得權益を奪われた文臣士大夫が反發をすることを孝宗は初めから豫期してしたのであろう。だからこそ、この件に關しての反對意見はことごとく無視し、反對者全員を左遷することまで行つたのである。もちろんこれがそのまま全くの士大夫無視の政策に出たというわけではない。そのようなことをすれば多くの士大夫の支持を失うことになるし、⁽⁴⁵⁾ それでは宋朝も立ちゆかないであろう。後世士大夫から高い評價が與えられていることから考えても、孝宗はうまく各階層を使いこなしたものと言える。

第二章 宰執の権限と御筆政治の展開

前章で見たように、孝宗は實務に疎い士大夫から政治の實權を奪おうとしたのだが、それでは實際のシステム上において、文臣體制の否定とそれに代わる皇帝親政體制の構築は具體的にどのようになされたものであろうか。

乾道七年（一一七二）四月六日、權禮部侍郎の周必大は四事を上言し、その第一事で侍從の更なる重用を主張している。やはり當時孝宗朝においてそれだけ文臣侍從は重視されていなかったことを示している。⁽⁴⁶⁾そして第二事として

二に曰く、臺諫を増やして以て耳目を廣うせん。臣聞くならく、人主は九重に深居し、頼りて以て中外の利害を周知し、臣下の邪正を別白する所の者は臺諫なり。⁽⁴⁷⁾

と臺諫力の回復すべきを主張している。本來宰執の失政があればそれを彈劾すべき存在である臺諫は、すでに秦檜時代以來、その控制にあつて宰執の「黨羽」となつてしまつていた。⁽⁴⁸⁾そこで孝宗は役に立たなくなつていた臺諫らを押さえ込む。御史臺の長官である御史中丞は孝宗朝に二名しか任命されず、特に乾道五年から淳熙一〇年までの一四年間は空位のままとされていた。つまりこの筭子は、北宋以來政策論争の當事者であつた宰執ら侍從と臺諫が、この時期機能を果たしていなかったことを示している。これは孝宗朝の政治状況を極めてよく表しているものであろう。

さて孝宗が自らの親政體制を確立するために行つたのは、何よりも命令系統の確保であつたと思われる。そのために行ったことの一つが、三省と樞密院を乖離させ、後者の命令系統を直轄下におくことであつた。つまりは樞密院の事務長である樞密都承旨のポストに近習武臣を任命し、そこでの命令文書の中書門下を經由させないようにしたのだ。安部氏の論考はこの點を考察したものである。⁽⁴⁹⁾

しかし、單にそれだけではなく、孝宗が積極的に御筆手詔のシステムを使用していたことにもっと注目をすべきだと思われる。『龍川集』卷二「論執要之道」で陳亮が

今朝廷に一の政事有れば多く御批より出で、一の委任有れば多く特旨より出ず。⁽⁵⁰⁾

と言うように、孝宗が御筆を下す例證は枚擧に暇がないほどである。

御筆手詔は内批・内降とも呼ばれ北宋末から登場したもので、皇帝の直筆により宮中から直接實施機關にまで直下される。このあらたな制敕についてはすでに徳永氏の研究があるが、⁽⁵¹⁾要するに皇帝が内廷から下した命令が、そのまま制敕と同様の効果を持つ、というものである。⁽⁵²⁾

そもそも宋代は皇帝獨裁體制の完成期といわれるが、それは君主の獨斷を認めるものでは決してなく、それに先立つ臣下への諮問と官僚の上奏、百官群の合議・合意を必要とするものであった。一旦皇帝の裁可を経たものも、中書舍人・給事中らが封駁・奉還する體制が整えられていた。この政治形態についてはすでに平田茂樹氏が明らかにされているが、⁽⁵³⁾要するに皇帝・士大夫間の遣り取りがあつて初めて成立するものである。

孝宗が目指したのはこの枠組みを變えて、絶對的な皇帝權の確立を目指すもので、そのために行つたのが皇帝から出た文書の中書・門下を経由させずに實施機關に直接下してしまうことであつた。それはすでに乾道四年（一一六八）七月に

是より先、禁中の密旨は諸軍に直下し、宰相多く預り聞かず。⁽⁵⁴⁾

と言われるほどで、このとき孝宗の信頼厚い陳俊卿が宰相となり、孝宗に強諫を行うことでようやく「政事復歸中書」と史料に表現される状態であつた。⁽⁵⁶⁾

これだけでなくさらに俊卿は百官に對して、孝宗より直接にあつた命令は宰執に報告して審査を受けさせることを願い、許されている。⁽⁵⁷⁾つまりそれまでは各機關からの宰執への報告もなかつたということであり、この時期の宰執はほとんど政策に關與できていなかったのである。北宋神宗朝の規定においては御筆の命令が下ってきたら三省に報告することになつており、⁽⁵⁸⁾そのタガが外れたこの時期の御筆は、まさに最高法規となつていた。

この、政策決定が皇帝から直接に實施機關に下される、という現象の端緒は、すでに孝宗即位直後の隆興元年（一一六

三)にあった。對金強政策に反對であった當時の宰相史浩に對し、あくまでも舊領恢復を企圖する孝宗は中書門下を經由せずに直接前線の將軍に命令を下し、結果史浩は憤慨して宰相を辭任している。⁽⁵⁹⁾もと藩邸の舊臣で信任厚い史浩においてこの状況である。他の宰相の場合は論ずるまでもなからう。

さらにこの御筆制度に加え、輪對制度の復活も、親政體制構築に大きく寄與していたものと思われる。輪對とは『朝野類要』に

侍従より以下、五日ごとに輪かわるかわる一員上殿し、之を「輪當面對」と謂い、則ち必ず時政或いは利便の筭子を入れる。⁽⁶⁰⁾

とあり、官員が順番に上殿して時政の利弊を策對することである。これは「面對」の語に見られるように皇帝の面前において直接に意見を述べるもので、その成立は太祖の建隆年間に遡るといふが、⁽⁶¹⁾『續資治通鑑長編』卷三・建隆三年二月甲午の條にある

詔すらく、自今五日ごとに内殿起居するに、百官は次を以て轉對し、並びに須らく時政の得失・朝廷の急務を指陳し、或いは刑獄の冤濫・百姓の疾苦、咸な采訪以聞し、仍お須らく其の事を直書せよ。⁽⁶²⁾

とあるのがそれであろう。當初これは「輪對」という名ではなく、「轉對」と呼ばれていたようで、『宋會要』においては兩者は別に項目が立てられている。しかし内容から見ると兩者を本質的に同じものと見て差し支えなく、『宋會要』からは、基本的に北宋において「轉對」が、南宋において「輪對」の語が使用されていたことが窺える。⁽⁶³⁾これは北宋を通じて徹底した實施はされずに興廢が繰り返され、⁽⁶⁴⁾南宋初期に復活されたが、その際に細かな違いが見られる。轉對が『宋史』卷一八・禮志「百官轉對」に「限以二人」とあり、二人ずつの奏上であったのに對し、輪對は「輪一員上殿」とあるので順番に一人ずつ奏上を行ったものらしい。ここから「輪對」は、餘人を交えることなく皇帝と一對一で對面・奏上するものであり、自分の意見を率直に奏上できるものであったことが窺える。そのため祕密性が高まり、結果として

林機奏すらく「……近世以來、臣僚事を奏さば、例として聖語を得ざるを以て報と爲す。伏して在京通用令を觀るに、

諸を進對せる臣僚、親しく聖語を聞くに、應に記注すべき者有らば、一日を限りて親録し、實封して門下・中書後省に報せしめん」と。⁽⁶⁵⁾

と、對を終えた臣僚に中書門下への報告を義務づけることになったものだろう。南宋のこの時点で輪對は、奏檜ですらその制度を嫌がったほど、宰執には關知し得ないものとなっていた。⁽⁶⁶⁾

宋代の政治システムが「對」と「議」によって成立していたと示されたのは平田氏であるが、宰相の權限の縮小にともなつて「議」の機會が減り、皇帝が御筆という命令手段を持つてゐることから、「輪對」を含む「對」の比重が増すのは自然の成り行きであろう。この兩者の組み合わせにより輪對で得た意見をすぐさま御筆によって行下し、その間に宰執の介入を認めない體制が出来上がったのである。

(蔡必勝) 既に對するを得、六事を陳ぶること移晷たり。上詰難反覆するも、公辨奏すること從容なり、手筆もて外に付し施行せらるる者多し。⁽⁶⁸⁾

という史料には、輪對によつて臣僚の意見を聞き入れれば、すぐさま御筆によつて施行機關に命令を下す姿がはっきりと表されている。

この時期、宰相がいかに無視されていたかを端的に表すのが、その空位時期の長さである。次にその期間を示せば、

乾道元年(一一六五)二月 陳康伯ら罷免 〱同年二月 洪适就任(空位八ヶ月半)

乾道二年(一一六六)三月 洪适罷免 〱同年二月 葉顥就任(空位九ヶ月)

乾道三年(一一六七)一月 葉顥ら罷免 〱四年二月 蔣芾就任(空位三ヶ月)

乾道四年(一一六八)六月 蔣芾罷免 〱同年一〇月 蔣芾再任(空位三ヶ月半)

淳熙二年(一一七五)九月 葉衡罷免 〱五年三月 史浩就任(空位三ヶ月)⁽⁶⁹⁾

となる。この間、もちろん參知政事ら執政が代行をしていたのだが、彼ら宰執に政策運営が完全に委ねられている状態

あれば、その首脳陣のトップ不在は大きな支障を来すはずである。士大夫政治の黄金時代といわれる北宋仁宗朝においては、宰相が不在となるような事態は全く起こっていない。さらに北南兩宋を通じて宰相不在という状態は合計で八〇ヶ月半しかなく、そのうち五ヶ月が孝宗朝のものである。この時期の政策運営に關して宰相がいかに必要とされていなかったかがよく分かるだろう。特に淳熙五年（一一七八）に約二年七ヶ月ぶりに宰相位が復活した際、迎えられた史浩の就任については

又た特に洪夫人の誕日に於いて、公を拜して相と爲し、尋いで又た御札有り、徑ちに之を賜いて、曰く「丞相今日の正謝、今酒果を賜いて太夫人の慶と爲し、丞相と同一此の意を領すべし」と。⁽⁷¹⁾

とあり、わざわざ史浩の母洪氏の誕生日に合わせて辭令を下すなど、必要に迫られた任命とは思えない。

もともとこういった宰執無視の政治體制が可能となったことには、先代高宗朝の秦檜專政體制において給事中・中書舍人ら宋代の政治システムの重要な要素が任命されず、その死後の高宗親政期に至ってようやく三省の機能は復活したとされ、⁽⁷²⁾すでにその基盤が脆弱になっていたことが下地にあったものと思われる。

ともかく、このようにして孝宗は政治の實權を宰執より奪い取り、『宋史』卷三九七・徐誼傳に

孝宗臨御して久しく、事皆な上にて決し、執政は惟だ奉旨して行うのみ、羣下多く恐懼顧望す。⁽⁷³⁾

と記されるような自らを中心とする皇帝親政體制を築いたものと思われる。この時期の宰執群は政治力を奪われて形式上の存在に過ぎなくなり、政治の實權は皇帝側に握られていたというのが當時の政治状況であった。⁽⁷⁴⁾

第三章 閤門舍人について

(一) その特徴——『朝野雜記』をもとに

前章で見たように、孝宗の親政體制は御筆・輪對という宰相らの關知し得ないシステムを利用することで構築された。そして、第一章の冒頭に掲げた韓元吉の言葉にあるように、内においては閤門舍人が、外においては武臣提刑・知州がその象徴的な存在であった。この章ではその閤門舍人について見ていこうと思う。

閤門舍人が設置されたのは孝宗乾道六年(一一七〇)のことであるが、これより先、北宋時代から武臣の中に閤職なるカテゴリーが設けられていた。⁽⁷⁵⁾北宋においては閤門通事舍人、閤門祇候の二つの閤職があり、通事舍人はのち政和年間(一一二一―一二七)に閤門宣贊舍人と改稱された。もともと閤職は宮廷内の儀禮の取り締まりを司るとされたが、その實職を持つ者は少なく、多くは武臣の名譽稱號であり、その點文臣の館職と同じ性質のものであった。『宋史』卷一六六・職官志・東西上閤門條に

監察御史胡舜陟奏すらく「閤門の職、祖宗重んずる所、宣贊は三五人に過ぎず、熙寧の間、通事舍人は十三員、祇候は六人、當時議者は猶お以て多しと爲す。今舍人は一百八員、祇候は七十六員、看班は四員の内、職を免ぜられし者は二百三員なり」と。⁽⁷⁶⁾

とある如く、北宋末において濫發されたため、その地位が低下していた。そこに新たに設置されたのが閤門舍人である。

乾道六年、上閤門の選を清うせんと欲し、宣贊舍人・閤門祇候の舊に仍りて贊引の職を通掌するを除くの外、閤門舍人十員を置き、以て武舉の入官する者を待す。⁽⁷⁷⁾

とあるのがそれである。『朝野雜記』では甲集卷一〇・閤門で閤門舍人について述べており

閣門、右列の清選なり。……乾道の間、孝宗始めて儒臣館閣の制に倣い、増して閣門舍人を置き、以て武舉の入官する者を待し、先ず召試して而して後に命ず。又た轉對を許すこと職事官の如くし、供職して二年滿ちれば邊郡を與え、遂に戎帥・部刺史の選と爲すと云う。近歳の熊提刑飛・譙知閣熙載・姜節使特立の進むは、皆な此の階よりし、故に武臣舍人を以て清要と爲す。⁽⁷⁸⁾

とある。ここから分かることは、基本的に武舉合格者を對象とし、さらに召試を受ける必要があること。閣門舍人は輪對を行うことができること。閣門舍人を二年供職すれば邊域の知州に任用されること。以上の三點が判明する。以下これらについて考察を加えようと思う。

まず召試についてであるが、これは當初から閣職としての既定事項であつたらしく、『宋會要』職官三四―八には乾道六年八月に閣門舍人設置を傳えたあとで、宣贊舍人・祇候とともに

並びに先ず召して中書省に赴かせ、時務策一道を試し、八百字以上に限る。並びに步射七斗、弓四箭を試し、學に就きて引試す。如し格に應ぜば、則ち旨を收り除授す。⁽⁷⁹⁾

と述べ、閣職に屬するものは、まず策問の筆記試験を、さらに弓術の試験を課せられたという。實際に孝宗朝の閣門舍人趙介も、寧宗朝の厲仲方も、理宗朝の王寔も召試を受けて舍人になっている。⁽⁸⁰⁾ また具體的な策問の内容についてであるが、『周益文忠公集』卷一〇〇に「中書後省召試閣門舍人策問一首〔正月二十六日燕炳〕」が殘されており、これを見ると、先に「時務策」とはあつたものの實際には時事問題だけではなく、故事をもとにした解釋の問題も出題されていたようである。⁽⁸³⁾ また先に見た『宋會要』の記事によれば閣門舍人の召試は中書省で行われたとされる。詳しくいえば『周益文忠公集』の著者周必大は乾道八年（一一七二）正月に禮部侍郎兼權中書舍人に任じられており、當時中書舍人は中書後省の長官であつたから、⁽⁸⁴⁾ 召試の問題作成は中書後省で中書舍人が行つていたのである。このことは閣門舍人趙介の墓誌銘に「初め孝宗此の官を置き、文臣の館職に視べ、舍人院に對策して、而して後に除す。」と中書舍人院で召試がおこなわれ

たとする記録と符合する。⁽⁸⁵⁾ ちなみに『宋會要』職官一―七八にある中書後省の職掌の「一人を召試するに聚議して選題し、試畢り考試定まれば、三省に繳申す。」⁽⁸⁶⁾とあるが、この「召試」には文臣館職と武臣閣職の両方が含まれるということであろう。⁽⁸⁷⁾ これは樓鑰が『攻媿集』卷二九「繳李謙召試閣門舍人」の中で

臣窃かに惟うに武臣の閣門舍人を召試するは、文臣の館職を召試すると異なる無し。⁽⁸⁸⁾
と言っていることから明らかである。

さてこの状況が變化するのは光宗のときのこと『宋史全文』卷二八・紹熙二年九月丁卯には

是に至り、⁽⁸⁹⁾ 介に召試の命有り。丞相葛邲言えらく「介は武舉第一人なれば、乞うらくは試を免ぜられんことを」と。上之れに従う。

とあるように、この閣門舍人のための召試は紹熙二年（一一九二）以降は武舉狀元は免除され、さらに嘉泰元年（一一二〇）⁽⁹⁰⁾ 一）には

嘉泰元年十二月二十六日、詔すらく今後閣門舍人を召試するに、必ず右科前名の士を擇ぶ。

という詔が出されて武舉上位合格者の全面的な優位が示されることになる。のち元代に至って方回が『續古今攷』卷五で

閣門舍人の如きは則ち孝廟初めて置き、以て武舉狀元を處らしめ、試せずして而して除す。餘の武舉名士は策一道を召試して而して除す。以て文臣館職に比う。⁽⁹¹⁾

と述べ、すでに孝宗の頃から武舉狀元は無條件で閣門舍人になっていたと勘違いするほど武舉合格者と閣門舍人の関係は密接になっていった。

次に輪對について。閣門舍人の参加が許可されたのは乾道七年（一一七二）、つまり舍人設置の翌年である。

詔すらく閣門舍人は自今文臣の館閣に依り、次を以て輪對せよ。⁽⁹²⁾

17 これにより閣門舍人は輪對への参加が認められた。

前章で見たように、この時点で輪對は孝宗親政體制を支えるものとして重要性が増してきており、御筆によって政策實行に直接反映させられるようになっていた。そこへの参加が認められたということには大きな意義があった。朱熹が經界法を論じた際に

往時閤門舍人林宗臣なる者有り、亦た丞相の邑子なりて、嘗て奏對に因りて論ずるに此の事に及び、其の言憤激痛切、蓋し指す所有り。今の泉の貧民愿士、人人能く之を誦道し、公議良心、涙没すべからず。⁽⁹³⁾

と言っており、ここでいう「奏對」とは輪對のことであろう。これは閤門舍人が政策の立案に参加していたことを如實に示しており、同時にその内容が地方にまで詳細に伝わっていて、その影響力が決して小さなものではないことを示している。

續いて知州轉任について、『朝野雜記』等の記述によれば、閤門舍人を二年供職すれば邊域の知州に轉じる、とされていたが、一方『宋會要』職官三四一八には

詔すらく「閤門舍人、如し供職十年に及び、外任に補されんことを願う者、並びに宜しく優異し、郡主差遣を與うべし」と。⁽⁹⁴⁾

とある。ここにある「外任」が知州差遣を指すことは明らかだが、それぞれ轉任までの供職期間が「二年」と「十年」で違っている。さらに詳しくは『兩朝聖政』卷五五・淳熙四年七月丙午條に次のようにある。

「昨ごろ得たる旨に『閤門舍人黃夷行に郡臣を與う可し』と。退きて之を考うるに、則ち資歷尙お淺く、外に在ると止だ數月、閤門に到りて纔かに二年なるのみ。陛下の用人は當に資歷を問うべからずと雖も、然れども近く方めて閤門舍人格目を立つ。」上曰わく「若し資歷を用いざれば、則ち他人皆な詞有り、須らく資歷を用うるを待べきなり。閤門舍人は幾年にて當に郡を得べきや。」趙雄奏すらく「近く降せる指揮、關陞の後、更に二年を歷るを須ちて外に補す者に郡を與うるは、則ち有出身人は六年、無出身人は八年もて方めて可なり。今夷行は纔かに二年半を歷るの

み」⁽⁹⁵⁾と。

ここに閤門舎人の昇進ルートが詳しく述べられており、これによると當時閤門舎人格目が定められ、やはりその中で閤門舎人となってから二年で郡差遣を與える、とされていた。黃夷行の場合、この條件はクリアしていたものの、閤門舎人就任以前の在外差遣が數ヶ月で、合計二年半の資歴しか無いため、資歴年數が武舉合格者であれば六年、それ以外の入途であれば八年が必要、という規定を滿たせず、資格は得られないという。

つまり、閤門舎人を二年以上勤めただけでは不十分で、出仕してからの合計資歴も一定の年數を超えていなければならなかった。先の『宋會要』の記事とも考え合わせれば、乾道六年(一一七〇)ではそれが十年であったものが、淳熙四年(一一七七)時點で「近く降せる指揮」により出身別で六年と八年に短縮されていたのであろう。また同年三月に

已降の指揮に照らすに、履歷・考任の格に應じて、方めて郡を與うるを許す。是より先淳熙四年三月の詔に、閤門舎人は祕書丞の例に依り、親民資序を理えて後、供職して實に二年を歴、外に補せらるるを乞わば知州差遣を與う。⁽⁹⁶⁾

と、閤門舎人以前にまず親民資序を持つことが必要だという規定がなされている。南宋中期において武臣が親民資序に昇格するのに、武擧・軍班・武藝特奏名出身者は兩任四考(二任四年)、その他の出身が兩任六考(二任六年)だったことを考えれば、それぞれに閤門舎人としての二年間を足した六年・八年のことだと思われる。⁽⁹⁷⁾

このように閤門舎人のあと知州差遣が授けられたことは、蔡必勝や厲仲方がそれぞれ知澧州・知安豊軍となったことと符合するのだが、⁽⁹⁸⁾ここで問題となるのは、外任に轉出する際に果たして閤門舎人の閤職を帶びたままであったのかどうかである。林燾は『宋詩紀事』卷五九に「三山の人。右科首選。慶元中、閤門舎人を以て潮州に守たり。」とあり、これを見る限り閤門舎人を帶びたまま知潮州となったようである。陳琰も同様で『經義考』卷一八九「春秋」所引『金華府志』にはやはり「閤門舎人を以て出でて辰州に知たり。」という表現が見られる。しかし蔡必勝・厲仲方のように中央において閤門舎人をつとめたのち知州に轉じ、再び中央に戻ったときに「復た閤門に還る」と表現される者もあり、現在の史料

状況では果たしていずれであったものか、判然としないのが實情である。

ともかく彼らは閤門舍人となる前後に地方行政にたずさわることが必須となっていたようだ。これは先にも述べたように文臣においても「須入」が勵行された時期にあつて、孝宗が特に地方政治の経験を重要視したからだと考えられる。⁽⁹⁹⁾ 繰り返すが、武舉合格者がそのまま閤門舍人となるのは、あくまでも後世の話である。

以上、『朝野雜記』に基づいて考察してきた閤門舍人の特徴をまとめると次のようになる。主に武舉合格者を対象としたものだが、中書舍人が試験官となる召試を突破せねばならず、やがては武舉出身者の無條件任用がなされた。また輪對に参加して皇帝に直接意見を上奏でき、その後、知州となるのが通例であつた。

(二) 側近性について

前節で述べたような特徴を持つ閤門舍人については、淳熙五年(一一七八)九月、⁽¹⁰⁰⁾ 孝宗が祕書省に行幸した際、

(史浩)乃ち奏すらく「閤門舍人は方に以て館職に比ぶれば、亦た當に西廡に列すべし、崇儒矯弊、皆な深意あり」と。孝宗公に諤わく「文武を視ぶること一の如くす、大體を得たるなり」と。⁽¹⁰¹⁾

というやりとりが見られる。無論ここでの史浩の行動は、後半の孝宗の言葉からも明らかのようにその意を汲んでなされたもので、このような待遇からも窺えるように、孝宗の肝煎りで創置された閤門舍人の重要性は何と言つてもその側近性にあつた。

そのことがはっきりとわかるのは、孝宗政權にとって重大であつた御筆傳達の役割を擔わされていたことである。前章で見たように孝宗の親政體制の大きな柱は、命令系統の完全なる掌握であり、よほどの信頼をおける者にしか、その文書の傳達は取り扱わせなかつたと思われるが、その文書傳達に携わっていた者こそ、閤門舍人たちであつた。淳熙五年(一一七八)九月、陳俊卿は白簡の使用をやめるよう上言した際

是の時、御前多く白箒子を行い、率ね左右の私人を用いて賚送せしむ。⁽¹⁰⁾

として皇帝の命令を運んでいたのが「左右の私人」であるとしている。そしてこれは孝宗朝のことではないが、「密齋筆記」卷三に

慶元二年丙辰、余丞相（端禮）左相を拜すに、權直院傳舍人伯壽、草麻し首聯に云えらく「天乙の興るや、中□實に左相爲り」と。中□は乃ち仲愬なり。閤門舍人讀麻するに、既に讀むに破句もてし、又た□の字を識らず。當日察院文字を入れ、讀麻せる舍人を罷めしむ。旨を得たるに、今後宣麻せる人、學士と同一に鎖宿し、句を點じて之に與え、以て宣讀に便ならしむ。⁽¹⁰⁾

とあり、『宋史』卷四〇二・安丙傳に

（開禧）七年春、（安）丙崇信軍節度使・開府儀同三司・萬壽觀使を授けらる。閤門舍人瑀を遣りて錫命せしめ、旌節・金印・衣帶・鞍馬を賜う。⁽¹⁰⁾

とあるように、閤門舍人は皇帝から臣下に下される最初の命令の傳達を掌っており、それは孝宗朝における働きをそのまま繼承したものと考えられ、先の「左右の私人」とは閤門舍人のことを指すと考えられる。

そういう視點を以て、史料中に見られる閤門舍人の昇進過程を確認すると、経歴が不明であったり、あるいは金への使者となるときに假に肩書きが加えられたにすぎないパターンを除き、大きく三つの系統に分類することが出来る。一つは外任に出たあと再び内廷に戻って昇進していくタイプ、二つめはそのまま地方行政官を遷任するタイプ、三つ目は地方武臣を遷任するタイプである。本稿において特に注目すべきは一つめのタイプである。その代表的な人物として、すでに度々名の擧がった蔡必勝がいるが、彼は葉適『水心文集』卷一七に墓誌銘が残されており、その履歴がよく分かる人物である。

21 蔡必勝は乾道二年（一一六六）の武擧で狀元となり、その後閤門舍人が設置されるとすぐに召試に應じてその職に就任

【附表】 閩門舍人一覽表

※	姓名	履歷	出典
D	林堯臣	(隆興1)武舉進士→閩門舍人	『淳熙三山志』29
A	蔡必勝	武學→(乾道2)武狀元→江東將領→東南十一將→閩門舍人→知澧州→母喪→知邵州→知光州→閩門舍人→帶御器械→父卒→帶御器械員外供職→(光宗)知閩門事→(寧宗)知池州(建德縣)→知楚州(慶元3~5)→知廬州(慶元5~嘉泰1)→吉州刺史、提舉崇道觀→知揚州→(嘉泰3)卒	『水心文集』17
B	熊飛	(乾道2)武舉進士→成忠郎·水軍統制(~乾道7~)→忠翊郎·閩門舍人(~乾道9~)→忠訓郎·閩門舍人(~淳熙1~)→武節大夫·鎮江府駐劄御前諸軍副都統制→持服→(淳熙13)起復→知揚州(淳熙14~15)→澤州刺史·知襄陽府(淳熙15)→知楚州(紹熙5~慶元2)→(慶元2)降一官→武德大夫·澤州刺史→(慶元2)追兩官·罷宮觀	『宋會要』職官34-10,72-49,食貨8-41,兵13-29,方域11-25,『宋史』河渠志,『(嘉慶)廣西通志』223「熊飛題名」
B	林宗臣	(乾道8)武狀元→襄陽府帥府權宜官→閩門舍人→知欽州	『宋會要』選舉18-5,『(嘉靖)龍溪縣志』7
A	應材	(乾道1.3.16)監行在贍軍激賞新酒庫→從義郎·閩門舍人→(淳熙3.8.1)兼同主管左右春坊→(淳熙7)卒	『宋會要』職官7-31,食貨21-5,『聖政』55,『宋詩紀事補遺』44
C	陳雷	閩門舍人→(淳熙2)金國中議副使	『宋會要』職官51-26
C	張時珍	閩門舍人→(淳熙15)金使節	『聖政』64
C	蔣介	(淳熙2)武狀元→(紹熙4)閩門舍人·明州觀察使→賀金萬壽副使→知利州→知夔州(開禧1~3)	『止齋先生集』14,『宋詩紀事補遺』54
D	王斌	嚴州知分水縣(~淳熙4~)→閩門舍人→武節郎·主管侍衛步軍司公事→(嘉定11)武翼大夫·帶行遙郡刺史,在京宮觀	『宋會要』職官48-20,62-16,『浦陽人物志』下·方鳳傳
B	林燾	(淳熙11)武狀元→(慶元中)閩門舍人·知潮州(慶元4~5)→知滁州(嘉泰3~開禧1)	『宋詩紀事』59
D	江伯夔	(淳熙14)武舉第二名→閩門舍人→東南第十將	『淳熙三山志』30
C	林伯成	(淳熙14)武舉進士→閩門舍人(~慶元3~嘉泰4~)→(開禧中)賀金正旦副使→閩門舍人→知高郵軍→知真州	『宋會要』選舉21-7,刑法2-133,『淳熙三山志』30,『尊白堂集』5
D	熊武	(淳熙14)武舉進士→閩門舍人(~嘉定2~11~)	『宋會要』選舉21-11,『玉牒初草』嘉定11.4,癸亥
B	王石孫	(淳熙中)武舉省元→黔陽縣尉→興州機宜文字→閩門舍人→(開禧中)知高郵軍	『淳熙三山志』30
D	厲仲祥	(紹熙1)武狀元→侍衛步軍司計議官、武學諭、閩門舍人→賀金生辰副使→知安豐軍→閩門舍人→知和州→權廬州→左領衛中郎將→建康防守→左領衛中郎將→主仙都觀→邵州→(嘉定5)卒	『水心文集』22 「厲領衛墓誌銘」
A	姜特立	恩蔭→承信郎→(淳熙中)福建路兵馬副都監→擒賊→閩門舍人→太子宮左右春坊·兼皇孫平陽王伴讀→(光宗)知閩門事→浙東馬步軍副總管→(寧宗)和州防禦使→外祠→慶遠軍節度使	『宋史』470
A	譙熙載	太子宮左右春坊·平陽王伴讀→忠州防禦使·知閩門事	『宋史』470
A	韓侂胄	『止齋先生文集』11「秉義郎韓侂胄特授閩門舍人」	
A	周虎	(慶元2)武狀元→秉義郎·殿前司護聖步軍第一將同正將→武學諭·閩門舍人→金國賀生辰副使→知光州→知楚州→開禧北伐で抗金→武功大夫→(嘉定1)正任文州刺史→(同年)主管侍衛馬軍行司公事→(2年)成州團練使→(4年)侍衛馬軍都虞候→(5年)帶御器械·兼幹辦皇城司→提舉佑神觀→貶知徽州→(8年)自便→(10年)復元官→母丁憂→(理宗)和州防禦使→(紹定2)卒	『漫塘集』32「故馬帥周防禦壙誌」,『(正德)姑蘇志』51

C	朱龜年	武節郎・閩門舍人→(慶元3)金國告哀副使	『宋會要』禮34-25、『宋史全文』29上・慶元3.11.丁未
C	林可大	(慶元6)金主告哀副使	『宋史全文』29上
C	陳良彪	(慶元5)武狀元→閩門舍人→賀生辰副使→(嘉定4)知邕州	『宋史全文』29下、『後樂集』1
D	戴烜	閩門舍人(～嘉泰1～)	『宋會要』職官34-10
D	林管	閩門舍人・武學博士(～嘉泰1～)	『宋會要』選舉21-9、『尊白堂集』5
C	周師銳	(嘉定1)武狀元・秉義郎→閩門舍人→(嘉定6)賀金主登位副使	『宋會要』選舉8-22、『宋史全文』30
D	林汝淡	(嘉定4)武狀元→閩門舍人	『宋會要』選舉21-17、『淳熙三山志』31
B	王霆	(嘉定4)武舉絕倫異等→承節郎→從軍都錢糧官→(理宗)浙西副都監→鎮江計議官→知應州・兼沿邊都巡檢使→閩門舍人・武功大夫→知濠州→橫班→知光州・兼沿邊都巡檢使→吉州刺史→閩門舍人→達州刺史・右屯衛大將軍・兼知蘄州→淮西馬步都副總管・兼淮西游擊軍副都統制→提舉崇禧觀→知高郵軍→提舉雲臺觀→左領軍衛大將軍→沿江制置副使司計議官→知壽昌軍→知蘄州	『宋史』408
D	陳孝巖	(嘉定7)武舉特科進士→閩門舍人	『淳熙三山志』31
C	吳衡	閩門舍人→知閩門事・兼客省四方館事(嘉定1.1)金國通誦副使→(嘉定2.5)在外宮觀→知池州(嘉定4.12)・宮觀	『宋會要』職官51-44, 74-41, 『宋史全文』30
C	周登	閩門舍人→(嘉定1)賀金國登位副使→(嘉定2.9.20)放罷	『宋史全文』30, 『宋會要』職官73-43
C	陳萬春	閩門舍人→(嘉定8)賀金主正旦副使	『宋史全文』30
B	陳琰	(嘉定16)武舉進士→閩門舍人・知辰州	『經義考』189・『春秋』所引『金華府志』
B	焦煥炎	(紹定2)武舉狀元→閩門舍人・淮西制司計議→知池州・兼沿江制置→武功大夫・知鎮江府	『(嘉靖)寧國府志』8
A	朱熠	(端平2)武狀元→閩門舍人→知沅州→知橫州→閩門舍人・知雷州→帶御器械・兼幹辦皇城司→知興國軍→度支郎官→監察御史・兼崇政殿說書→右正言→殿中侍御史・兼侍講→侍御史→(寶祐6)左諫議大夫→端明殿學士・簽書樞密院事→同知樞密院事→(開慶1)參知政事・兼知樞密院事→(景定1)知樞密院事・兼參知政事→兼太子賓客→(以舊職)知慶元府・沿海制置使→奉祠→(被彈劾)處州居住→(咸淳4)自便→(5年)卒	『宋史』420
D	黃南叔	(嘉熙2)武舉進士→閩門舍人	『淳熙三山志』32
D	潘檉	用父賞授右職→閩門舍人・福建兵鈐	『直齋書錄解題』20, 『宋會要』職官34-10
D	朱子美	『尊白堂集』5「朱子美閩門舍人制」	

※閩門舍人の昇進過程を以下の4種に分類した。

- A：知閩門事など皇帝側近官
- B：地方官を遷轉
- C：金への使節となる際に假授
- D：その他(不詳など)

注：「閩門舍人」と「閩門宣贊舍人」はその名稱に近いことから混同して使用される可能性がある。今回は、基本的に乾道六年の閩門舍人設置以降は史料上においても両者は區別されるものと考え、「閩門舍人」と冠された人物を捜し出した。しかし中には乾道年間の張延年のように、『玉海』卷34「隆興御書詩」においては「閩門舍人」とされるが、『宋會要』崇儒6—22では「宣贊舍人」とされる人物も存在する。同様の例として傅昌朝も、『齊東野語』卷3「紹熙内禪」では「閩門舍人」とされるが、『宋史』卷392・434では「宣贊舍人」とされる。よって出来る限り複数以上の史料を捜し出しては見たが、単一史料しかない陳雷・林可大・陳萬春などはグレーゾーンに入るかもしれない。

した。その後、知潼州・知邵州となって轉出し、その閨母の憂にあたってゐる。注目されるのは地方から戻ったときに再び閨門舍人となり、その後帶御器械、續いて知閨門事となつてゐることである。兩者はともに皇帝側近官の最たるものであり、孝宗即位直後に起こつた樞密院ポスト任官問題の主役、龍大淵・曾觀の兩者が就いてゐた官である。この昇進パターンは蔡必勝以降も多々見られ、それらの人物はやがて宮中において大きな影響力を持つに至つてゐる。姜特立・譙熙載・周虎・吳衡・朱熠らがそれである。蔡必勝の場合、知閨門事になつたあと、

趙忠定 西府に在り、密かに内禪を謀らみ、意を壽聖に達すべき者莫きを念う。韓侂胄、壽聖の甥なり、乃ち閨門蔡必勝をして潜かに之を告げしむ。侂胄遂に知省の關禮に因りて壽聖に白す。……嘉王却避すること再三、侂胄・必勝扶抱して御榻に登し、流涕被面す。⁽¹⁰⁶⁾

とあり、嘉王Ⅱ寧宗擁立にも大きな役割を果たすに至つてゐる。⁽¹⁰⁶⁾

また、その蔡必勝とともに寧宗擁立に活躍し、後には必勝を失脚させた韓侂胄も、かつて閨門舍人であつた。彼がその後趙汝愚を追い出し、平章軍國事として專權を振るひ、最後には開禧北伐の失敗によつて誅殺されたことは大變よく知られたことであるが、彼が孝宗朝において閨門舍人であつたことは今まであまり注目されてこなかつた。『止齋先生文集』卷一一には「秉義郎韓侂胄特授閨門舍人」の外制が残されている。彼もまた閨門舍人の階梯を経て知閨門事に昇進した一人であつた。

このように閨門舍人から知閨門事に昇つたあと、大きな力を持つに至る者が少なからず存在している。それでは兩者にはどのような關係があつたのだろうか。

(蔡必勝) 閨門舍人に召試せらる。(知閨門事) 曾觀 事を用うるに、公の己に見えんことを冀い、故に衆舍人を召して飲むも、輒ち會期に差ちがひ、同列屢たび公を趣すすずも、公往くを肯んぜず。⁽¹⁰⁷⁾

とあるのを見れば、閨門舍人は實質的に知閨門事の影響下にあつたことが窺われる。つまり彼ら閨門舍人は宮中で行動す

るときには、上級の知閤門事によってその働きを評定されていたのではなからうか。そこで資質優秀と判断された者が、のち再び中央に戻されて、皇帝側近官として昇進していくことができたのであろう。将来の側近候補をプールしておくための儲材の地、というのが閤門舍人であったのだと考えられる。その意味で、のちに侍従となる者が任命される文臣の館職と比較されていることには大きな意味があったものと思われ、両者は同じ役割を擔わされていたのである。

さて、それでは何故わざわざこの閤門舍人から知閤門事への昇進過程が設けられねばならなかったのだろうか。孝宗は即位直後、龍大淵・曾覲を知閤門事に任じたことから分かるように、知閤門事ら上級の武臣側近官に政治的に重要な役割を期待していたものと思われる。しかし知閤門事らは従来「勳貴・外戚」の任じられた閤職であり、その任命に極めて至公性の乏しいものであった。これが内向きの役割のみを果たしていた時には問題とならないが、一旦これに政治的な立ち回りをさせるとなると、龍・曾の混乱に見られるように、特に士大夫らの反発は必至である。このときは強引に意見を押し通した孝宗であったが、豫想以上の大きな反発にその対策を急がねばならなかったであろう。そして新たに設けられたのが閤門舍人であった。

そう考えたとき、先に見た閤門舍人選抜の召試の存在が重要になってくる。すなわち孝宗は、自分の重用する側近武臣が單なる佞臣・倖臣と見られないために、あえて召試の問題作成を中書舍人をはじめとする士大夫たちに委ねたのである。新設された閤門舍人には過去にマイナスイメージが無く、更に文臣士大夫たち自身に彼らの教養を保證させることで、間違ひなく「清要」と稱される存在となっていた。さらにこれは武舉出身者を優遇する面も備えており、そうなれば武舉・召試の二段階において士大夫を試験官とする選抜試験をくぐり抜け、その「清要」性はますます保證されていることになる。つまり閤門舍人の昇進過程は、孝宗の親政體制に必要な側近集團に、至公性のある優秀な人材を供給するシステムとなっていたのだ。

孝宗は御筆・輪對によって皇帝親政を實現させたが、

孝皇 萬機を獨運し、頗る近習を以て大臣を察す。⁽¹⁰⁹⁾

と端的に王應麟が言うように、士大夫を抑えるために側近武臣らを手足として使った。そしてその側近武臣に對する士大夫らの批判をかわすために設けたのが閤門舍人であった。

おわり

「はじめに」で述べたように、安部氏は主に皇帝側近官であった龍大淵・曾觀・張説・王抃らの分析を通じて側近政治を行ったことを指摘されたが、実際には以上に見たように、彼らのみを重用したわけではなく、武臣や宗室ら、つまり科擧士大夫層以外の者たちを積極的に登用していこうとしたことが窺えるのである。その原因として、この時期の士大夫に議論倒れの風潮や朋黨による黨派争いといった弊害のみが目立つようになっており、科擧のあまりにも大きくなりすぎた影響力を極力排除しようとしたものと考えられる。すでに社會的にも大きな意味を持っていた科擧を、單なる出仕の一段としての地位に引き下げようとしたことは、宋朝の統治理念の一大轉換であった。宋代は一貫して科擧官僚のみを重用した、という考えは、少なくともこの時期の政治状況を考える上では、是正しなければならないだろう。

さて、ここで一つ注目したいのは、孝宗のとった手法は實は秦檜が取ったものと相通ずる點が多く見られることだ。寺地氏の秦檜に關する研究によれば、秦檜專政の要素は、宰執群からの超越、臺諫・言事官による中央官僚機構の支配、地方官に對する支配、内廷寵臣や皇后との連携、姻戚關係の樹立による皇帝周邊の掌握、皇帝の意志の統制にあるとする。そして宰執間の協議・合議による政策等の調整機能を全く無視し、骨抜きにし、半年から一年の期間で宰執を弾劾によって失脚させるというパターンを繰り返したものであるという。⁽¹¹⁰⁾まさにこの形は孝宗自身がとった體制と同じであり、孝宗は皇帝という超越した立場にあつて宰執群を機能させずに短期間で交替させ、近習・閤職と樞密院實務官僚層を輪對・御筆によって直接支配していた。また、内殿の屏風に地方官の姓名を記したカードを貼り付けていた、という有名なエピソード

ソードからは、孝宗が特に地方官人事を完全に掌握していたことを窺わせる⁽¹¹⁾。つまり孝宗は秦檜によって失われた皇帝権の回復に、その秦檜の使った手法を用いていたのではなからうか。非常に皮肉なことと言わざるを得ない。そうすると、南宋において孝宗朝に「専權宰相」がいらないのではなく、同じ立場を孝宗自身が占めていたものと考えられよう。

孝宗が築いた親政體制は、皇帝に政治權力を集中させることには成功したものの、次代においては大きな政治的混亂の原因となっていく。なぜなら續く光宗の廢位・寧宗の擁立に關わるのが、孝宗の宗室重用策によって初の宗室執政を認められた趙汝愚と、これも外戚の一派ではあるが、他ならぬ閹門舍人ルート出身の韓侂胄であった。その原因としてはこの體制が皇帝の主體的な政策決定を必要とするものであったために、皇帝の資質がそのまま反映されてしまい、ひとたび皇帝が主體的立場を取らなくなると、本来それを手助けするはずの側近集團の獨斷を許しかねないからだ。趙汝愚を倒して専權を振るった韓侂胄は、主體的に政策運営に携わらなかった寧宗に代わり、側近の一として御筆を握り、専權宰相となつていった⁽¹²⁾。彼は決して皇帝権を掣肘して權力を握つたわけではなく、孝宗朝で高まった皇帝権を壟斷することで權力を握つたのである。

註

(1) 冒頭に擧げた『宋史』孝宗紀の贊も、先に續けてこの二點を取り上げている。

(2) 王德毅「宋孝宗及其時代」(『國立編譯館館刊』二一一、一九七三年。のち『宋史研究集』一〇、一九七八年に増補)。

(3) 柳立言「南宋政治初探——高宗陰影下的孝宗」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五七—三、一九八六年)、王德忠「宋孝宗加強專制集權淺論」(『東北師大學報(哲學社會

科學版)』一九八九—二〇、何忠禮・徐吉軍「南宋史稿」(杭州大學出版社、一九九九年)第五章「孝宗朝的政治和軍事」など。その他の概説書においても、南宋孝宗時代は對外政策のほかは、經濟面、特に會子發行についてのみ取り上げるものが多い。

(4) 青木敦「淳熙臧否とその失敗——宋の地方官監察制度に見られる二つの型(1)」(『東洋文化研究所紀要』一三二、一九九七年)において、經濟分野における開墾と水利の改修、

會子制度の維持、官僚制度上における吏部機能の回復・人事権の分散、禮制・法制における諸改革を舉げておられる。

- (5) 安部直之「南宋孝宗朝の皇帝側近官」〔集刊東洋學〕八八、二〇〇二年

- (6) 梅原郁「宋代官僚制度研究」(同朋舎、一九八五年)、「宋代の形勢と官戸」〔東方學報(京都)〕六〇、一九八八年

- (7) 韓元吉『南澗甲乙稿』卷一〇・措置武臣關陞劄子

臣聞、祖宗朝、最重武臣親民、資序必歷親民、始得擢用、與文臣改官親民、事體略等。況今聖神臨御、外則用爲提刑郡守、內則增置閤門舍人、同于觀閣。小則通注知縣・縣尉、俾歷民事、則武臣關陞之法、亦宜稍同文臣、以明陛下文武並用之意也。

- (8) 武臣提刑については曾我部靜雄『宋代政經史の研究』(吉川弘文館、一九七四年)第二章「宋代の巡檢・縣尉と招安政策」參照。

- (9) 「增人名儒講義皇宋中興兩朝聖政」(以降『兩朝聖政』と略稱)卷五一による。

- (10) 『宋史全文續資治通鑑』(以降『宋史全文』と略稱)卷二四・乾道二年六月壬午

上曰「卿等於審察或陸差之際觀之、亦可見其人材。且如三省呼召文臣、卿等亦可呼武臣、文武自當一律。」

- (11) 『兩朝聖政』卷五四・淳熙三年一〇月己卯
「大抵治體不可有所偏。……『文武並用、則爲長久之術』、不可專於一也。」

- (12) 『兩朝聖政』卷六一・淳熙一一年一月丙戌朔

「卿等切勿分別文武、便有管室之風。當視之如一。」

- (13) 『兩朝聖政』卷五〇・乾道七年二月

杖復奏曰「文武誠不可偏、然今欲右武以均二柄。而所用乃得如此之人。非惟不足以服文吏之心、正恐反激武臣之怒。」

- (14) 『歷代名臣奏議』卷一七〇・選舉

宋孝宗時、王師愈上奏曰「臣忝惟皇帝陛下知人之明、得於天縱、文武之臣、固已並用而無偏。」

- (15) ほかに『老學庵筆記』卷二に「隆興中、議者多謂文武一等、而輒爲分別、力欲平之。」とある。

- (16) 李心傳『建炎以來朝野雜記』(以下『朝野雜記』と略稱)乙集卷一四「趙善俊乞文階去左右字」の中で「蓋時方右武善俊迎合而言、非公論也。」と述べ、李心傳も孝宗朝が武臣の地位を押し上げようとしていた時代であり、左右字の問題もそれに關わりがあるとす。

- (17) John W. Chaffee, *Branches of Heaven: A History of the Imperial Clan of Sung China*. Harvard University Asia Center, 1999, pp. 181-189.

- (18) 『癸辛雜識』前集「科舉論」。また『朝野雜記』乙集卷三「孝宗論用人擇相」も同内容。

- (19) 壽皇宣諭云「朝廷用人以才、安論科第。科第不過入仕一途耳。」

- (20) 近世取士、莫若科場、及至用人、豈當拘此。

- (21) 國朝以來、過於忠厚、宰相而誤國者、大將而覆軍者、皆

未嘗誅戮之。

(22) 『宋史全文』卷二四・乾道二年四月甲戌

「近時儒者多高談、無實用。」

(23) 『兩朝聖政』卷四八・乾道六年一〇月癸酉

上諭芮輝曰「卿當先正士大夫風俗。」

(24) 『兩朝聖政』卷五四・淳熙二年九月己亥

上曰「今士大夫能文者多、知道者少。」

(25) 『兩朝聖政』卷五五・淳熙四年五月甲子

上又曰「……士大夫好爲高論、而不務實、却恥言之。」

(26) 王德毅氏前掲論文。また安部氏前掲論文も同様。

(27) 寺地遼『南宋初期政治史研究』（溪水社、一九八八年）

三〇九頁參照。

(28) 『鶴林玉露』甲編卷六

陳應求嘗告孝宗曰「近時宰相罷去、則所用之人、不問賢

否、一切屏棄。此鈞黨之漸、非國家之福。……王季海

言「一宰相去、所用者皆去、此唐季黨禍之胎也。豈聖世

所宜有哉。」

(29) 『兩朝聖政』卷二九「實は卷四五。原闕のため卷数が不

明となり、『宛委別藏』に入れられる際、版心その他に誤

つて「卷二九」と書かれたものだろう。しかし内容的には

『宋史全文』卷二四と重なる孝宗乾道二年の記事であり、

卷四五とすべき。」乾道二年一月乙卯

詔、執政私第接見賓客、除侍從稟議職事外、其餘呼召取

覆官、止許各接見一次。

また『兩朝聖政』卷五四・淳熙二年一月甲戌にも「詔、

大臣日見賓客、有妨治事、累有指揮、如侍從・兩省官・三省・樞密院屬官、有職事、於聚堂取稟、私第、除侍從外、其餘呼召取覆等官、每日各止許接見一次、出榜私第、可常切遵守施行。」とある。

(30) 「須入」とは、選人から京朝官に改官する際、必ず知縣となり、地方行政の實務にたずさわらなければならない規則。梅原氏前掲書・第三章「差遣——職事官の諸問題」參照。

(31) 『宋史』卷三八六・劉珙傳

上賜璽書曰、近世書生但務清談、經綸實才蓋未之見、朕

以是每有東晉之憂。

これは乾道元年、李金の亂を鎮壓した劉珙に與えた書である。

る。

(32) 『朝野雜記』乙集卷三・孝宗論士大夫微有西晉風

上曰「近世士大夫多恥言農事、農事乃國之根本。士大夫

好爲高論而不務實、却恥言之。……上曰「今士大夫微

有西晉之風。」

同内容は『宋史』卷三九六・趙雄傳にも取られている。

(33) 『兩朝聖政』卷六〇・淳熙一〇年八月の是月條。

上曰「……後世儒者、尙清談、以理財爲俗務、可謂不知

本矣。」

(34) 注(12)に挙げた『兩朝聖政』卷六一・淳熙一年丙戌

朔條にも「晉室之風」と述べる。

(35) 『龍川集』卷一五・送吳允成運幹序

爲士者恥言文章行義、而曰「盡心知性。」居官者恥言政

事書判、而曰「學道愛人。」相蒙相欺、以盡廢天下之實、則亦終於百事不理而已。

(36) 『朱子語類』卷一二七・本朝

秀才好立虛論事、朝廷纔做一事、闕闕地闕過了、事又只休。

(37) 南宋のこの時期に限らず、士大夫の風俗が決して淳良な

ものでなかったことは、宮崎市定氏が「宋代の士風」(『宮崎市定全集』巻一一「宋元」所收)で述べられているが、北宋から南宋に移り、士大夫階級が名門として固定化したことにより、彼らの階級意識がよりはっきりとしてきたものと考えられる。

(38) 『兩朝聖政』卷二九「四五」・乾道三年正月癸丑

何逢原除金部郎官。上曰「恐儒者不肯留意金穀事。如呂摺、問簿籍、都不知。卿等可面諭何逢原、令留意職事。」

(39) 同書卷二九「四五」・乾道二年九月

禮部員外郎莫濟爲司農少卿。魏杞奏曰「濟嘗中詞科、且掌南宮牋奏、但恐議者以爲蹊徑未是。」上曰「中都官初不分清濁。」

(40) 『兩朝聖政』卷二九「四五」・乾道二年五月丁巳「上宣

諭宰執曰「近日臣僚劄子、多言大臣不任事。」とあり、孝宗一人が感じていたものではなかった。

(41) 南宋孝宗の前半は、程學が道學として朱熹によって大成

される直前の時期にあつて、幾度か「僞學」として讒言を受けているが、王夫之はその背景に蘇軾の學があつたと推測している(『宋論』卷一二・寧宗)。たしかにこの時期、

蘇軾の書畫ブームが起こつており、他ならぬ孝宗自身が蘇軾の文章を好んだと言われる。その蘇軾には陶淵明にあこがれるような隱退思想があり、禪や淨土に關する理解を示したものであつた。この蘇軾ブームと俗世を嫌う士大夫の思考傾向に何か關係はあるのだろうか。ともかく内面的な思索に耽るのではなく、實踐をともなうことを主張した朱熹が、蘇軾的な霧圍氣を嫌つたということからも、當時の士大夫が實際の政治から目をそらしがちであつたことは窺えよう(合山究「朱熹の蘇學批判——序説——」『中國文學論集』三號、一九七二年 參照)。

(42) 『兩朝聖政』卷五六・淳熙五年八月戊子

國子博士錢聞詩劄子、論「今日登用武臣、不過於武臣中選用有文采者。」

(43) 同時期の武臣提刑についても、曾我部氏はその選考基準

が「公廉にして法令に曉習せる人」とあつたことにより「行刑の管理の強化」、つまり内政的な理由によるといふ見解を示しておられる。(前掲書一四五頁―一四九頁)

(44) 龍・曾については『朝野雜記』乙集卷六「臺諫給舍論龍會事始末」にまとめられている。また安部氏前掲論文に詳しい。

(45) 南宋初めの宋朝政權にとつて、北宋の士大夫政治を理想

的な時代であつたと規定し、それを繼承していくことを内外に示すことは、王朝存続にとつて必要不可欠な處置であつたろう。南宋の文人の作品が題材を多く北宋に取つていることもその狀況を表している(『廿二史劄記』卷二六

「宋四六多用本朝事」。また、孝宗の時期になって變革が行われたのは、高宗朝の三五年を経て、ようやく王朝が安定してきたからだと思われる。

- (46) 『周益文忠公集』卷一三五・奏議・内引劄子一首・論四事

一曰、重侍従以儲將相、臣不復遠引祖宗故事、且以紹興初言之。當時近臣、往往極天下之選、故議論設施、皆有可觀、中興之功、不爲無助、只自秦檜專政、以收集闡茸庸俗之士、充員備位、人才衰弱、職此之由、陛下憂勤十年、作成甚切、凡侍左右、無非親擢、其能否賢不肖、豈逃睿鑒、臣願陛下更賜留神、每進一人、不徒取一時之長、須可備它日之用、則人才見矣。

- (47) 二曰、增臺諫以廣耳目。臣聞、人主深居九重、所賴以周知中外之利害、別白臣下之邪正者臺諫也。

- (48) 刁忠民『宋代臺諫制度研究』（巴蜀書社、一九九九年）第一章七三頁。

- (49) 安部氏前掲論文。

- (50) 今朝廷有一政事而多出於御批、有一委任而多出於特旨。

- (51) 徳永洋介『宋代の御筆手詔』（『東洋史研究』五七—三、一九九八年）

- (52) この御筆の前身である「内降手詔」が出現したのは、北宋神宗がやはり皇帝親政を目指したためであったことは徳永氏がすでに述べておられる。とくに神宗が元豊期に皇帝親政を行い、それは熙寧の王安石政權とは一線を劃すものであったことは熊本崇「中書檢正官——王安石政權のにな

いてたち——」（『東洋史研究』四七—一、一九八八年）参照。

- (53) 平田茂樹「宋代の垂簾聽政について」（『柳田節子先生古稀記念 中國の傳統社會と家族』汲古書院、一九九三年）、

「宋代政治構造試論——對と議を手掛りにして」（『東洋史研究』五二—四、一九九四年）、「科擧と官僚制」（『世界史リブレット9』山川出版社、一九九七年）

- (54) 『宋史』卷三八三・陳俊卿傳「先是、禁中密旨直下諸軍、宰相多不預聞。」

- (55) 陳俊卿は紹興八年の進士で、紹興末から一貫して對金強攻派であり、張浚とともに孝宗初年の北方作戰に従事したのち淳熙九年（一一八二）には史浩とともに明堂に陪祀することを認められているほど孝宗の信賴厚い者であった。

- (56) 『兩朝聖政』卷四七・乾道四年七月

於是上嘉俊卿之言、多所聽從、大抵政事復歸中書矣。

- (57) 『宋史』卷三八三・陳俊卿傳

俊卿奏「自今百司承受御筆處分事、須奏審方行。」從之。

- (58) 『宋會要輯稿』（以下『宋會要』）と略稱）刑法二—三三・熙寧元年二月四日

詔、今後、内批降指揮、俟次日覆奏訖、即於當日行下文字。守爲永式。

- (59) 『宋史』卷三九六・史浩傳に「省中忽得宏淵出兵狀、始知不由三省、徑檄諸將。浩語陳康伯曰「吾屬俱兼右府、而出兵不與聞、焉用相哉。不去尚何待乎。」とあり最後に「浩遂丐去」（『宋史全文』）卷二四・隆興元年五月」といふ。

- 〔朝野雜記〕乙集卷七「史文惠以直諫去位」參照。
- (60) 〔朝野類要〕卷一・班朝
自侍從以下、五日輪一員上殿、謂之「輪當面對」、則必入時政或利便劄子。
- (61) 〔宋史〕卷二七・高宗紀・紹興二年五月戊子
手詔、用建隆故事、命百官日輪一人轉對。
- (62) 詔、自今每五日內殿起居、百官以次轉對、並須指陳時政得失・朝廷急務、或刑獄冤濫・百姓疾苦、咸采訪以聞、仍須直書其事。
- (63) 例えば『宋會要』職官六〇一六・轉對にある高宗紹興二年五月二十九日の記事には「輪對」の文字が見え、本來ならば續く「輪對」の項目に入れるべきものを、その内容に太祖の故事が引かれていることから先の轉對の項に入れてしまったのであろう。
- (64) 〔宋會要〕職官六〇一七。
- (65) 〔宋史全文〕卷二五上・乾道五年一月己未
林機奏「……近世以來、臣僚奏事、例以不得聖語爲報。伏觀在京通用令、諸進對臣僚、有親聞聖語、應記注者、限一日親錄、實封報門下・中書後省。」
- (66) 〔建炎以來繫年要錄〕卷一五六・紹興一七年七月丙辰
時秦檜惡聞人言、百官當面對者、多稱疾不入。
平田氏前掲諸論文。
- (67) 〔水心文集〕卷一七・蔡知閣募誌銘。
既得對、陳六事移晷。上詰難反覆、公辨奏從容、手筆付外多施行者。
- (68) 淳熙二年は閏九月あり。
- (69) 空位一〇日以上のものを出した。ちなみに孝宗朝以外の宋代宰相不在の時期を示せば、太祖開寶六年八月からの一ヶ月、眞宗景德元年七月からの一ヶ月、天禧四年六月からの一ヶ月、神宗熙寧三年一〇月からの二ヶ月、徽宗崇寧元年閏六月からの一ヶ月、高宗紹興元年七月からの一ヶ月、紹興二五年一〇月からの六ヶ月（秦檜没後）、寧宗慶元元年二月からの一ヶ月、嘉泰三年正月からの四ヶ月、開禧三年一〇月からの一ヶ月半、嘉定元年一二月からの五ヶ月、理宗寶祐四年六月からの一ヶ月、となる。
- (70) 〔雲谷雜紀〕卷四
又特於洪夫人誕日、拜公爲相、尋又有御札、徑賜之、曰「丞相今日正謝、今賜酒果爲太夫人之慶、可與丞相同領此意。」
- (71) 寺地氏前掲書三〇九頁。
- (72) 孝宗臨御久、事皆上決、執政惟奉旨而行、羣下多恐懼顧望。
- (73) 〔困學紀聞〕卷一五・考史
乾道至淳熙、萬幾獨運、而大臣充位。
- (74) 閣職に關しては梅原氏前掲書第二章「宋代の武階」第三節「閣職——武臣の館職」一三三—一四二頁參照。
- (75) 監察御史胡舜陟奏「閣門之職、祖宗所重、宣贊不過三五人、熙寧間、通事舍人十三員、祇候六人、當時議者猶以爲多。今舍人一百八員、祇候七十六員、看班四員內、免職者二百三員。」
- (76)

(77) 『宋史』卷一六六・職官志

乾道六年、上欲清閣門之選、除宣贊舍人・閣門祇候仍舊通掌贊引之職外、置閣門舍人十員、以待武舉之入官者。閣門、右列清選也。……乾道間、孝宗始倣儒臣館閣之制、

(78)

增置閣門舍人、以待武舉之入官者、先召試而後命。又許轉對如職事官、供職滿二年與邊郡、遂爲戎帥・部刺史之選云。近歲熊提刑飛・誰知閣殿載・姜節使特立之進、皆自此階、故武臣以舍人爲清要。

なお『文獻通考』卷五八・職官考、『宋史』卷一六六・職官志もほぼ同文であり、おそらく『朝野雜記』の記事を踏襲したものであろう。

(79)

並先召赴中書省、試時務策一道、限八百字以上。并試步射七斗、弓四箭、就學引試。如應格、則收旨除授。

(80)

『周益文忠公集』卷七二・高州趙史君〔介〕墓誌銘
召試闔門舍人、淳熙二年也。

(81)

『水心文集』卷二二・厲領衛墓誌銘
其入閣門、試而後命。

(82)

『宋史』卷四〇八・王寔傳
大帥薦之、召試爲閣門舍人。

(83)

問、在昔漢氏開基於高祖、而中興於孝宣、其事業蓋可攷矣。懷王諸老將曰「沛公素寬大長者。」高起・王陵曰「陛下使人攻城略地、所降者因以與之、與天下同利也。」及考本紀則不然。項伯可罪而爵之、丁公可貸而戮之、封所愛而誅仇怨、徵張良之言亦殆矣。其攻陳豨在十年九月、而從入蜀漢・伐楚之賞未熙、徧行也。所謂寬大長者、能與

天下同利、固如是乎。孝宣之治在於信賞必罰、綜核名寔。

然膠東流民自占者八萬餘口、此豈難見、王成乃冒其實、顧代京兆者數萬人、其政可知。(趙)廣漢乃竟戮焉、越職踰法以取名譽、則有元康之詔。務爲欺誑、以避其課。又在二十五年之後、當是之時、賞罰名寔亦少戾矣。豈抑

揚遲速、固自有意歟。將設施次第、或不可盡紀歟。不然、何史氏之抵牾也。共惟聖主、方以堯舜三代爲法、固無取於漢事。然日奉軒陛當思備清問之及。試爲言之。

(84)

『宋會要』職官一七八
自中興建炎間……中書後省、以中書舍人爲長官。六員爲額、常除二員、一以領吏房左選及兵・工房、一以領吏房

右選及禮・刑上・下房、掌行誥命、隨所領房、命詞・定詞、僉押前省諸房文書、及召試人、聚議選題、試畢考試定、繳申三省。

(85)

『周益文忠公集』卷七二・高州趙史君〔介〕墓誌銘(慶元五年)

初孝宗置此官、視文臣館職、對策舍人院、而後除。

(86)

註(84)。

(87)

嚴密に言えば文臣館職の召試は、宋初においては翰林學士院か中書舍人院で行われ、これは學士・舍人が主査となることで召試の權威を高める効果があったという。(宋會要)選舉三一―二四・三六)

(88)

臣竊惟武臣之召試閣門舍人、與文臣召試館職無異。

(89)

至是、介有召試之命。丞相葛邲言「介武舉第一人、乞免試。」上從之。

- (90) 『宋會要』職官三四一一〇
嘉泰元年十二月二十六日、詔今後召試閣門舍人、必擇右科前名之士。
- (91) 如閣門舍人則孝廟初置、以處武舉狀元、不試而除。餘武舉名士召試策一道而除。以比文臣館職。
- (92) 『宋會要』職官三四一八・乾道七年二月二〇日
詔閣門舍人自今依文臣館閣、以次輪對。
- (93) 『晦庵集』卷二八・與周丞相書(六)〔辛亥四月二十四日〕
往時有閣門舍人林宗臣者、亦丞相之邑子、嘗因奏對論及此事、其言憤激痛切、蓋有所指。今泉之貧民愿士、人人能誦道之、公議良心、不可泯沒。
- (94) 同日(乾道六年八月六日)、詔閣門舍人、如供職及十年、願補外任者、並宜優異、與郡主差遣。
- (95) 『兩朝聖政』卷五五・淳熙四年七月丙午
「昨得旨、閣門舍人黃夷行可與郡臣。退而考之、則資歷尚淺、在外止數月、到閣門纔二年。陛下用人雖不當問資歷、然近方立閣門舍人格目。」上曰「若不用資歷、則他人皆有詞、須得用資歷也。閣門舍人幾年當得郡。」趙雄奏「近降指揮、須關陞後更歷二年補外者與郡、則有出身人六年、無出身人八年方可。今夷行纔歷二年半。」上曰「夷行又是閣門祇候、非舍人、自難爲行不若且待。」
- (96) 『宋會要』職官三四一一〇
照已降指揮、履歷・考任應格、方許與郡。先是淳熙四年三月詔、閣門舍人依祕書丞例、理親民資序後、供職實歷二年、乞補外與知州差遣。
- (97) 資序については梅原氏前掲書。第三章「差遣——職事官の諸問題」の「序の二——資序」参照。特に武臣親民資序については一九六―一九九頁。
- (98) 『水心文集』卷一七「蔡知閣墓誌銘・卷二二」厲領衛墓誌銘。ちなみに軍事上の要地に設けられた縣と州の中間にくる行政区「軍」も州に準じる扱いをされた。(梅原氏前掲書二二三頁)
- (99) このとき文臣館職にも親民官を與え、経験を積ませてから中央に戻すようにした。『宋史全文』卷二四・乾道元年春正月庚午「詔、館職、朕所以招延天下之英俊、以待顯擢。苟不親吏事・知民情、則將來何以備公卿之任、可今後更送補外、歷試而出、以稱朕樂育真才之意。」
- (100) 『南宋館閣續錄』卷六・故實・淳熙臨幸。
- (101) 『攻媿集』卷九三・純誠厚德元老之碑(史浩神道碑)
乃奏「閣門舍人方以比館職、亦當列于西廡、崇儒矯弊、皆有深意。」孝宗謂公「視文武如一、爲得大體。」
- (102) 是時、御前多行白劄子、率用左右私人賫送。
- (103) 『密齋筆記』卷三
慶元二年丙辰、余丞相拜左相、權直院傅舍人伯壽、草麻首聯云「天乙之興、中□實爲左相。」中□乃仲虺也。閣門舍人讀麻、既讀破句、又不識□字。當日察院入文字、罷讀麻舍人。得旨、今後宜麻人、與學士同鎖宿、點句與之、以便宣讀。
- (104) 七年春、丙授崇信軍節度使・開府儀同三司・萬壽觀使。

遣閣門舍人璵錫命、賜旌節・金印・衣帶・鞍馬。

(105) 『鶴林玉露』甲編卷四

趙忠定在西府、密謀內禪、念莫可達意於壽聖者。韓侂胄、

壽聖甥也、乃令閣門蔡必勝潛告之。侂胄遂因知省關禮白

壽聖。……嘉王却避再三、侂胄・必勝扶抱登御榻、流涕

被面。

(106) 四庫全書本では蔡必勝の名が削られている。韓侂胄の名

が(悪い意味で)大きくなってしまったため、蔡必勝の活

動が目立たなくなつたものであるうか。また、彼はのちに

韓侂胄にその影響力を危険視され、失脚させられる。

(107) 『水心文集』卷一七・蔡知閣墓誌銘

召試閣門舍人。曾觀用事、冀公見己、故召衆舍人飲、輒

差會期、同列屢趣公、公不肯往。

(108) 『宋史』卷一六六・職官志

舊制有東・西上閣門、多以處外戚勳貴。

(109) 『困學紀聞』卷一五・考史

孝皇獨運萬機、頗以近習察大臣。

(110) 寺地氏前掲書三二三頁。

(111) 『宋史全文』卷二四所引『大事記』

故洪适於晚對、而見御屏列監國郡守姓名。

また『朱子語類』卷一二七

問「或言、孝宗於內殿置御屏、書天下監司・帥臣・郡守

姓名、作揭貼于其上。果否。曰「有之。」

(112) 『程史』卷五「大小寒」には、韓侂胄の弟仰胄が知閣門

事となり、侂胄と協力して政局に當たっており、人々から

「大小韓」と呼ばれていたという。皇帝側近官の掌握が必

要不可缺となつていたことを示している。

〔附記〕 本稿校正中に、平田茂樹「周必大『思陵錄』・『奉詔

錄』から見た南宋初期の政治構造」(『人文研究 大阪市立大學

大学院文學研究科紀要』五五―一、二〇〇四年)が發表された。

本稿よりやや後の孝宗晚年時の政治構造を、宰執を歴任した周

必大の日記から詳細に檢證しておられる。今後の研究を進めて

いく上で、同論文に學ぶべき所は大變大きいと思われる。

**“VITAL MILITARY OFFICERS”: THE POLITICAL
CIRCUMSTANCES OF HSIAO-TSUNG OF THE
SOUTHERN SUNG AND THE KO-MEN**

SHE-JEN 閣門舍人

FUJIMOTO Takeshi

A detailed examination of the politics of the reign of Hsiao-tsung, which is thought to have been the golden age of the Southern Sung, reveals that a policy of preferment of military officers 武臣 was pursued. Hsiao-tsung frequently proclaimed, “military and civilian should be equal,” and his support for the military was out of the ordinary. This has previously been understood naively as merely a policy of strengthening the military due to the tension with the Chin on the northern frontier at the time, but the impetus was in reality a reaction to the politics of the official class, and as has been made clear by recent scholarship, it is necessary to give equal consideration to the importance of imperial clans. Moreover, the anti-official class attitude of the emperor grew into a reaction against the bureaucratic examination system 科舉, and he strove to eliminate the influence of the examinations, whose results influenced the career advancement of officials. The Sung dynasty had originally upheld the political ideal of civilian rule, with the official class as central, and having an emperor of the same Sung dynasty himself declare that military and civil affairs should be treated equally, thus issuing words that denied the influence of the examination system, marked a great change in the course of history.

The origin of the anti-official bias was of course related to preventing the re-emergence of a powerful Grand Councilor, such as Chin Kuei 秦檜 in the previous reign of Kao-tsung. It should be noted that it had become customary for officials to shirk the responsibilities of their offices and repeatedly engage in useless discussions, and that this displeased Hsiao-tsung who esteemed practical administration. As a result, Hsiao-tsung adopted an emperor-centered political system, ignoring the Grand Councilor of the official class and making all policy decisions on his own. This system relied on imperial edicts written by the emperor himself 御筆, which were direct orders to subordinates that did not pass through the hands of the Grand Councilor, and the circulating official reports to the throne 輪對, with which the Grand Councilor was not involved.

Established at the same time as the direct imperial rule of Hsiao-tsung was the system of Ko-men she-jen 閣門舍人, who were military officers. This system gave preferment to men who passed the military examinations 武舉進士, and who were required to prevail in examinations before the emperor 召試. The Secretariat Drafters 中書舍人 provided the problems, after which they could participate in the system of circulating official reports to the throne, as did civilians official, and they would be assigned to regional posts after two years of continuous service. Nor was this all. Deeply trusted by Hsiao-tsung, they came to hold posts concerned with the all important imperial edicts composed by the emperor himself. The pattern of having some among them rise to the post of Chih ko-men shih 知閣門事, highest imperial advisors, was established. Guaranteed by the testing of their talent in the examinations of the official class, this new process of advancement for military officers served to suppress the reaction of the official class and to maintain the greatest fairness in this body of close imperial advisors. In this manner the Ko-men she-jen came to be called “vital military officers” 武臣の清要 in various works of history.

THE FUNCTION AND REALITY OF THE AUTUMN ASSIZES DURING THE QING DYNASTY

TAKATÔ Takuji

A distinction was made in the Penal Code of the Great Qing 大清律例 between immediate execution 立決 and suspended execution 監候 in the regulations on the death penalty. The deliberations that determined the disposition of criminals who had been given sentences of “suspended execution,” particularly those confined in regional jails, were known as the Autumn Assizes 秋審.

This study first illuminates how the Autumn Assizes, a unique system within the Qing legal system, functioned among the various systems of the imperial government and attempts to portray the workings of the deliberations in detail.

This study first notes that there were two aspects to the functioning of the Autumn Assizes. The officials of the Qing understood the system as presenting an opportunity to strike a balance between human sensibility 情, embodied in each individual case, and the law 法 of the penal code. Additionally, the system was highly compatible with traditional Chinese legal thinking, and it played a role guaranteeing that the governmental system of punishments was both based and operated